

Q42

地方公共団体、その外郭団体及び地方公営企業の貯金等の名寄せはどのような扱いとなるのですか。

Ans.

- ① 地方公共団体は、地方自治法第1条の3によりその種類（都道府県、市町村、特別区、地方公共団体の組合、財産区及び地方開発事業団）が定められるとともに、同法第2条によって法人格が与えられているため、地方公共団体とそれに属する機関（警察、消防、学校等）も含め、1貯金者として名寄せされます。
例えば、「A市」と「A市立B中学校」、「A市立C中学校」及び「A市立D小学校」という名義の貯金等が同一の農水産業協同組合にある場合、「A市」という貯金者のもとに名寄せされ、同一の貯金者として扱われます。
- ② 地方公営企業法上の地方公営企業（鉄道、水道、ガス等）については、地方独立行政法人化されていない場合は、会計上は独立していても、その法人格は地方公共団体に含まれるため、その属する地方公共団体の貯金等として名寄せされます。
- ③ 一方、地方公共団体の外郭団体（土地開発公社、勤労福祉財団、公園緑化協会等）や地方独立行政法人（公立大学等）は、一般的に法人格を有しておりその場合は、それぞれの団体が1貯金者として扱われます。

Q43

児童・生徒の教育の一環として実施されている「こども銀行」が取りまとめて農水産業協同組合に預けている貯金等の名寄せはどのような扱いとなるのですか。

Ans.

「こども銀行」などは任意の団体として扱われます。
したがって、「こども銀行」貯金等は、児童・生徒の代表者名義による貯金等となっても、それ自体を独立の貯金者として扱うのではなく、構成員の貯金等として分割され、それが各人の他の貯金等とともに名寄せされることとなります。

Q44

公立学校が、児童・生徒から給食費、教材費等として徴収したお金を、公立学校の名義で貯金している場合、誰の貯金として名寄せされるのですか。

Ans.

公立学校（独立行政法人を除く）が業者への支払のために給食費、教材費等として児童・生徒から徴収し、公立学校の名義で貯金している場合には、通常、当該貯金は、当該公立学校を附属機関とする地方公共団体等に帰属するため、これを単位として名寄せが行われます（Q42を参照してください）。